

ちょっと気になるデータ解説

労働力調査からみる若年層の実情

若年のフリーター、およびニートと表現される無業者層については、さまざまな情報が整理・提供されるようになり、フリーターの常用雇用化プラン等、若者の自立・就職支援策も充実してきた段階にある。ここでは、時系列比較が可能となるように、本年2月末に総務省が発表した労働力調査の平成19年平均データ(基本集計および詳細集計)を中心に、若年雇用問題の背景となる過去数年の基本的な動きを再確認してみたい。

まず、若年層の失業率は、雇用情勢の最近の改善傾向に沿って、平成19年も低下が続いている。平成19年の失業率は、15～19歳層では8.7%で、前年の9.4%に比べて0.7%減少。以下同様に、20～24歳層では7.5%(前年7.7%)、25～29歳層では5.7%(前年6.0%)、30～34歳層では4.2%(前年4.6%)となった。平成16年以降は、これらの年齢層それぞれで、失業率が前年と比べて低下している。すべての年齢層の総数でみた失業率は平成19年に3.9%なので、若年層の失業率の水準はいまだに高いが、一方で、とくに15～19歳層および20～24歳層の高校・大学新卒世代では最近の低下幅も大きい。

では、いわゆるフリーター層の数はどうだろうか。総務省「労働力調査詳細集計(速報)平成19年平均結果の概要」によれば、同資料で「フリーター」としている「若年のパート・アルバイト及びその希望者」(1)は平成19年に181万人であり、前年の187万人から6万人減少した。この数は平成15年の217万人をピークに毎年減少が続いている。

これを年齢階級別に見ると、15～24歳層では平成19年に89万人と、前年に比べて6万人の減少となったが、25～34歳層では92万人で、前年の平成18年と同数だった。15～24歳層は、平成15年に119万人を数えており、平成19年までに20万人減ったことになるが、25～34歳層は平成15年に98万人であり、平成19年までに6万人減少したにとどまる。また、平成19年には「比較可能な平成14年以降初めて25～34歳が15～24歳を上回った」とされる。

これらの数字から、さらに同年齢層の人口に占める割合を求めると、15～24歳層では平成19年に6.6%であり、平成15年の8.0%から大幅に減少している。一方、25～34歳層は、平成19年に5.3%であり、平成15年の5.2%からむしろ増加している。

さらに、参考として示されたより高い年齢層のフリーターの数では、35～44歳層の数が平成19年に38万人と、前年に比べ6万人、平成15年からは9万人増加している。このように、より高い年齢層においてはむしろ増加の傾向がみられる。

若年無業者(2)については、「平成18年労働力調査年報(詳細結果)」によると、15～34歳層の「卒業で未婚の者であり、就業内定者を除く非労働力人口」の中で、通学及び家事以外の「その他」が、平成18年に45万人(うち15～24歳層18万人、25～34歳層27万人)で、前年に比べ4万人の減少となった。平成19年の同資料からこの定義の人口を計算すると、44万人(うち15～24歳層16万人、25～34歳層28万人)と、平成18年より1万人減ったが、15～24歳層では2万人の減少なのに対し、25～34歳層は1万人増加している。

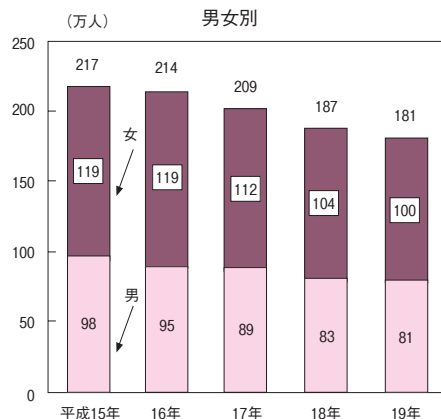
(調査・解析部 主任調査員 吉田和央)

1 定義は、年齢が15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業で未婚の者のうち、以下の者とされる。

①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
③非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

なお、フリーターの定義とその実態については、小杉礼子(「フリーター」とは誰なのか)『日本労働研究雑誌』No.525に詳しい。
2 いわゆるニートについては、厚生労働省「労働経済白書」が毎年データを公表(これが政府の統一見解とされている)しているほか、内閣府の「青少年の就労に関する研究調査」が独自の集計を行っており、それぞれ用いている定義が異なる。本誌2007年9月号の当欄「若年無業者の実態」を参照されたい。

若年のパート・アルバイト及び
その希望者(フリーター)



(万人) 15～34歳(フリーター)

